

### 大型連休に伴う行政機関の業務体制を確認しましょう

新天皇即位に関連した大型連休中、行政機関の業務体制は次のとおりとなります。

#### 市役所の業務

■市民課の開庁日  
4月28日(日)・5月5日(日)  
※本庁舎市民課のみ開庁し、そのほかの部署や各総合支所は、閉庁します。

■出生・婚姻・死亡などの届出  
戸籍届け出は、大型連休中も市役所西庁舎守衛室・各総合支所

支所守衛室で受け付けます。  
●市民課戸籍係 ☎2109  
●各公民館、体育・文化・社会教育施設の開館状況  
全施設、通常通り開館します。ただし、4月30日・5月1日は、表1の施設を休館しますので注意してください。

■大崎市民病院の診療体制  
大崎市民病院本院・分院・診療所の開庁日は表2のとおり

です。開院日以外は、本院・分院診療所すべて休診します。  
●大崎市民病院 ☎3311

■休日当番医・当番薬局の体制  
休日当番医は、広報おさきの裏表紙や市ウェブサイトに掲載していますので、確認してください。  
また、医師から処方された薬を常用している人は、連休中に薬が不足することがないように注意しましょう。休日

当番薬局は、市ウェブサイトを確認してください。  
●健康推進課保健・地域医療担当 ☎5311

●ごみ・資源物の収集業務とクリーンセンター・リサイクルセンターへの直接搬入  
●ごみ・資源物の収集  
既に各世帯へ配布している「ごみ集積カレンダー」とおり、収集業務を行います。  
●環境保全課生活環境担当 ☎6074

●クリーンセンター・リサイクルセンターへの直接搬入  
4月27日(土)・28日(日)、5月4日(土)・5日(日)以外は、通常どおり

り受け付けします。  
●大崎広域中央クリーンセンター ☎2386  
水道に関する問い合わせ  
連休期間中は、上古川配水場集中管理室で問い合わせを受け付けます。大崎水道サービス株式会社お客様センター(リオーネふるかわ内)は、休業します。  
●上古川配水場集中管理室 ☎120・366・171  
また、4月分の水道料金・下水道使用料の口座振替日は5月7日(火)です。「口座振替済のお知らせ」は、6月分の検針票に記載します。  
●大崎水道サービス株式会社お客様センター ☎120・366・171

●市民バスの運行状況  
「三本木大衡線」のみ、土日祝日運行ダイヤで運行します。「高倉線」は、4月27日(土)のみの運行です。  
また、5月2日(木)・3日(金)は、大崎市民病院本院の開院に合わせ、停留所「大崎市民病院」を経由する便のみ運行します。  
●まちづくり推進課公共交通担当 ☎5069

### 大型連休中の行政機関の業務体制を市ウェブサイトで確認できます



スマートフォンや携帯電話でQRコードを読み込むか、ウェブサイトアドレス(<http://www.city.osaki.miyagi.jp/news/index.cfm/detail.1.29783.html>)を確認してください。

■各公民館、体育・文化・社会教育施設の休館日(表1)  
▶4月30日(火)・5月1日(水)以外は、全施設通常通り開館します。下記以外の指定管理施設は、直接お問い合わせください。

休館日	休館施設
4月30日(火)	大崎市民プール、大崎市祥雲閣、松山B&G海洋センターおよび周辺体育施設、松山体育館、松山相撲場、松山スポーツ広場、三本木総合体育館、三本木野球場、三本木相撲場、三本木ふるさと研修センター、鹿島台瑞華・翠交流施設(鎌田記念ホール)および周辺体育施設、鹿島台野球場、鹿島台武道館、岩出山体育センター、岩出山武道館、岩出山野球場、岩出山テニスコート、一栗体育館、岩出山屋内運動場、真山屋内運動場、鳴子スポーツセンター、オニコウベリフレッシュセンター、田尻総合体育館
5月1日(水)	大崎市図書館、古川総合体育館、古川武道館、古川屋内運動場

■大崎市民病院の診療体制(表2)  
▶4月27日(土)~29日(月)、5月1日(火)、5月5日(日)・6日(月)は、全院休診します。休日当番医を活用してください。

開院日	開院病院	診療体制
4月30日(火)	鳴子温泉分院(午前のみ)	内科・外科
5月2日(木)	大崎市民病院本院	予約患者のみ
	鹿島台分院	内科・整形外科
5月3日(金)	岩出山分院(午前のみ)	内科・精神科
	大崎市民病院本院	予約患者のみ
5月4日(土)	田尻診療所(午前のみ)	内科

### 世界農業遺産推進課自然共生推進担当 ☎2281

### 豊饒の大地「大崎耕土」世界農業遺産ブランド認証制度が始まります

世界農業遺産に認定された大崎地域(大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町)で生産された農産物のブランド認証制度が始まります。

この制度は、多くの人と「大崎耕土」の価値を共有し、さらに向上させる取り組みを進め、地域の農業を次世代につないでいくことを目的としています。

また、大崎地域全体で、環境や生きものへの配慮を行いながら、生産者の取り組みを支援する先進的な制度です。今後、ブランド認証マークの設定や消費者との交流事業などを行い、産地と消費者が、共に農業を活性化していく仕組みを作ります。

今年度は、「米」のブランド認証から始め、今後、ほかの農産物や加工品などの品目を追加していきます。

#### ■対象者

大崎地域に居住し、大崎地域で米を生産する個人、団体

など

#### ■ブランド認証品目

大崎地域産の米  
※古川農業試験場で育種された品種に限りません。

#### ■ブランド認証の要件

■必須要件 農業や化学肥料の使用量を5割以上低減し、田んぼの生きもののモニタリング調査を実施すること  
■選択要件 次のいずれか1つを実施すること

- ① 農業農村の多面的機能を支える取り組み
- ② 産地と消費者の交流
- ③ 環境負荷を低減する取り組み
- ④ 生物多様性を向上させる取り組み
- ⑤ 品種の多様性を保全する取り組み

#### ■申請方法

申請書類や申し込み方法は、「大崎地域世界農業遺産推進協議会」のウェブサイト(<https://osakikoudo-biats.jp/>)を確認してください。

### 建築住宅課住宅計画係 ☎8057

### 木造住宅の耐震診断・改修費用と危険ブロック塀の除却費用を助成します

木造住宅の耐震診断・改修費用と、危険ブロック塀の除却費用を助成します。詳しい要件などは、建築住宅課または各総合支所地域振興課まで、事前にお問い合わせください。

#### ■木造住宅の耐震診断助成

木造住宅の耐震診断の助成を行います。

■対象建築物  
昭和56年5月31日以前に建築した3階建て以下の戸建木造住宅

#### ■負担金

8300円  
※200平方メートルを超える場合は、延べ床面積により負担金が増額します。

#### ■受付戸数

先着35戸

#### ■受付期間

5月7日(火)〜令和2年1月31日(金)

#### ■木造住宅の耐震改修工事助成

木造住宅の耐震改修工事や

建て替えを助成します。

#### ■対象建築物

市が実施した耐震診断により作成した改修計画に基づき、改修工事や建て替えを行う住宅  
※増築や減築を伴う改修工事は補助対象外になる場合があります。

#### ■補助金額

改修費用の5分の4(限度額100万円)  
※耐震改修工事に併せて行う耐震改修工事以外の工事も、上乗せがあります。

#### ■受付戸数

先着5戸

#### ■受付期間

5月7日(火)〜12月13日(金)

#### ■危険ブロック塀などの除却助成事業

危険なブロック塀などを除却し、新たに設置する塀などの工事費用を助成します。

#### ■除却・設置対象の塀

除却対象 道路から高さ1メートル以上(擁壁上の場合